

# 令和8年度 品川区立浜川中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

## 1 基本理念（いじめ防止に向けた学校としての基本的な考え方）

- (1) 「いじめは、重大な人権侵害であり、どんな理由があっても、絶対に許されない行為である。」という意識及び学校風土を醸成し、未然防止に努める。
- (2) 「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる」、「どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」ことを前提とし、組織的に早期発見・早期対応に努める。

## 2 いじめの理解

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

当該生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめの内容

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間外れ、集団から無視される。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話、SNS等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

### (3) いじめの解消

少なくとも、次の2つの要件を満たす。

- いじめの行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月以上を目安とする）
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人、保護者と面談等により確認）

### (4) いじめ重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28号第1項）

- いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（同項第1号「生命心身財産重大事態」という）
- いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（同項第2号「不登校重大事態」という）

### 3 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われる場合は適切かつ迅速に対処する。

### 4 いじめ防止等のための組織

#### (1) 学校いじめ対策委員会

##### ア 設置の目的

定期的に会議を行い、いじめやいじめの疑いのある事案について情報を共有したり、各事案への対応を協議したりする役割を果たす。

##### イ 所掌事項

- 定例会議の設定と会議録の作成・保管
- いじめの防止等に関する教員研修や授業、1人1台端末を活用した各種調査の実施等の年間計画の作成・実施
- いじめの早期発見につながる1人1台端末を活用した各種調査の分析
- 所属職員等からの情報収集・情報共有・全教職員への周知徹底
- いじめが疑われる行為やいじめの報告があった際の調査の実施
- いじめの定義に基づいたいじめの認知および重大事態の認定
- いじめの解消に向けた対応方針の協議
- 児童等、保護者等に対応する教職員等への指導・助言
- 議事録、調査結果および対応記録等の記録の保管・引継ぎ
- 学校評価の実施と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

##### ウ 会議

- 毎月1回以上、定期的を開催する。
- いじめが疑われる行為の発見やいじめの相談・通報があった場合に都度開催する。

##### エ 委員構成

- 校長
- 副校長
- 生活指導主任
- 学年主任
- 養護教諭
- スクールカウンセラー
- 事案に応じて校長が必要と認める者（学級担任、教科担任、部活動顧問、福祉・心理の専門家等）

## 5 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

- ア 市民科学習等を通じて、「いじめ防止等に関する授業」を意図的・計画的に、年3回以上実施する。生徒がいじめの定義を理解し、主体的にいじめ問題について考え対応できるようにする。学校の教育活動全体を通じて、人権を尊重する心情を育て、いじめをしない、させない、見逃さない資質・能力を育てる指導を年間通じて行う。
- イ 生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるように、学校の教育活動全体で生徒指導の4視点である「自己存在感の感受」、「共感的な人間関係の育成」、「自己決定の場の提供」、「安全・安心な風土の醸成」を意識し、生徒の適切な行動に着目して認め、励ます前向き行動支援を行い、いじめが起きにくい学校風土を醸成し、生徒のウェルビーイング向上を図るように努める。
- ウ いじめが起きにくい学校風土の醸成を目指すために、「学校風土D調査」を年2回実施し、学校風土を見える化し、学校の教育活動および教師の支援について振り返り、改善を図っていく。
- エ 生徒、教職員、保護者、地域関係者等が、いじめ防止に対する意識を高めるため、いじめ根絶バッジを生徒、教職員が土曜授業日に身に付ける。
- オ 学校と保護者ならびに保護者同士の緊密な連携・協力を推進するため、保護者会、学校だより等で、学校がいじめの未然防止に努める姿勢を示し、信頼関係を築く。
- カ 学校間での連携を強化し、入学生徒および転入児童・生徒の状況について、いじめや不登校等の実態の有無について確認し、生徒情報を確実に学校間で引継ぎ、未然防止に努める。

### (2) 早期発見のための取組

- ア 生徒の様子と早期のいじめの実態把握を行うために、1人1台端末を活用し、毎日の健康観察(デイケン)や毎月のいじめアンケート調査(いじめDアンケート)、こころの健康状態アンケート調査(NiCoLi)を実施する。
- イ 各種アンケート調査をもとに、生徒と担任が面談を行う。
- ウ 生徒がいじめを相談しやすいよう、校内での相談体制を整備し、担任への相談だけでなく、保健室や相談室の利用ができることを周知する。
- エ スクールカウンセラーによる全員面接を、7年生を対象に実施し、スクールカウンセラーとのつながりをつくり、相談しやすい環境を整える。

### (3) 早期対応のための取組

- ア いじめの疑いがある行為を発見または報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ対策委員会」に報告・連絡・相談を行う。「学校いじめ対策委員会」でいじめを認知し、具体的な対応の在り方について協議し、校長が決定する。
- イ 被害生徒およびいじめを知らせてきた生徒の安全の確保を行うとともに、教育的配慮のもと、加害生徒への指導を徹底する。

- ウ 生徒への聞き取りに当たっては、被害生徒および加害生徒の双方に聞き取りを行うだけでなく、周囲にいた周辺生徒への聞き取りを行い、事実を十分に確認し、記録を取っておく。その際、被害生徒がづらい記憶を思い出す場合があるため、スクールカウンセラーと連携し、本人の気持ちに寄り添いながら丁寧に聞き取りを実施する。
- エ いじめ問題の対応経過については、全ての事例について「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式に従って記録を作成し、全教職員が確認できる方法で保管する。
- オ 記録は、事実確認をもとに、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に対して」「何を」「どうしたか（どのような対応を行ったか）」など、事実や対応が明確に分かるように作成する。
- カ 被害生徒の保護者および加害生徒の保護者双方に、事実関係と学校の対応方針を丁寧に説明し、被害生徒への支援内容や、加害生徒への指導、再発防止に向けた取組について理解を得る。
- キ 校区教育協働委員会にいじめが発生したことを報告するとともに、早期解決に向けた連携・支援を求める。

#### (4) 重大事態への対処

- ア 授業中や休み時間に、複数の教職員が目を離さず観察を行ったり、必要に応じて、登下校時に教職員等が付き添ったりして、確実に安全を確保する。
- イ 登校できていない場合には、学級担任をはじめ、学年の教員等による電話連絡や家庭訪問を適宜行う。
- ウ 加害生徒のいじめ行為がエスカレートすることにも留意し、被害生徒に寄り添い、教職員全体で断固として、被害生徒を守り抜く姿勢を明確にする。
- エ 心理的ストレスや不安を解消するため、スクールカウンセラーとの面談等により、心のケアを行う。
- オ 「学校いじめ対策委員会」が、長期的な視点からの対応方針を定め、教職員による単発的な指導にとどまらない組織的・継続的な指導を行う。
- カ 状況に応じてスクールカウンセラーと連携し、加害生徒へのアセスメントを行うなど、いじめの行為を行う背景を配慮しながら、指導の充実を図る。
- キ 加害生徒の保護者と連携し、学校の指導方針を丁寧に説明した上で、家庭での指導が困難な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが心理的な面や福祉的な面からの支援を行う。
- ク 加害生徒が自身の行為をいじめとして認識しておらず、被害生徒が精神的な苦痛を感じている場合は、加害生徒に相手が苦痛を感じていることを理解させた上で、適切な相手との関わり方について考えさせるなど、行為の内容や状況を踏まえた指導を行う。

- ケ いじめの対処にあたり、学校の教職員、保護者（家庭）が、いじめについての共通認識をもって、対処できるよう関係保護者へ「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明する。また、生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることを旨とし、学校として組織的に対応していくことについて、保護者の理解を得る。
- コ 学級担任や「学校いじめ対策委員会」のメンバーである教職員と双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの生徒にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定する。
- サ P T A 役員会、校区教育協働委員会、「学校サポートチーム」会議等の開催し、支援を依頼する。
- シ 必要に応じて、警察、子ども家庭支援センター・児童相談所等の関係機関と連携して対応する。
- ス 必要に応じて、地域住民による声掛け、見守り等を依頼する。

## 6 教職員研修計画

- (1) 年3回のいじめ対策研修会を実施し、教職員の指導力向上を図る。
- (2) 年2回のふれあい月間において、教員が自己の取組を点検する機会を設定する。
- (3) 教員のいじめへの危機意識の感度を高めることこそ、いじめ発見の重要なポイントとなることを確認する。
- (4) いじめを発見するための情報源と活用方法について共通理解を図る。
- (5) 人権教育プログラムにより自分自身の人権感覚を見直し、教職員の人権感覚向上の重要性について理解する。
- (6) 事例研修を行い、いじめを見逃したり、見過ごしたりすることがいじめの容認へつながる恐れがあることを理解する。（遊びやふざけなどという理由づけを認めない。）
- (7) 具体的事例をもとに教員による毅然とした指導の重要性について共通理解を図る。

## 7 保護者との連携および啓発の推進に関する方策

家庭訪問（4月に全校実施）、学校便り（毎月）、学年便り（毎週）、学校公開（每学期）、保護者会（学期1～2回）、三者面談（2～3回）などを通して家庭との連携を強める。

## 8 地域および関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 見えにくいインターネットによるいじめやトラブルについて保護者、地域、関係機関と連携を強め、未然防止のための啓発活動を推進する。
- (2) 保護者、生徒、地域住民、教員が意見交換会を実施して作成した「ケータイ・スマホの浜中スタンダード」の周知を図ると共に、各家庭でのルールづくりの必要性や、ネット社会の危険性などについて啓発していく。
- (3) 警察によるセーフティ教室など専門家による講習会を実施し、安易な書き込みや、動画投稿が重大な結果を引き起こす恐れがあることについて意識を深める。
- (4) 中学校区いじめ根絶協議会（地域健全育成運営協議会）を設置し、学校、地域、保護者、警察がいじめ問題について協議する会議を定期的を開催する。

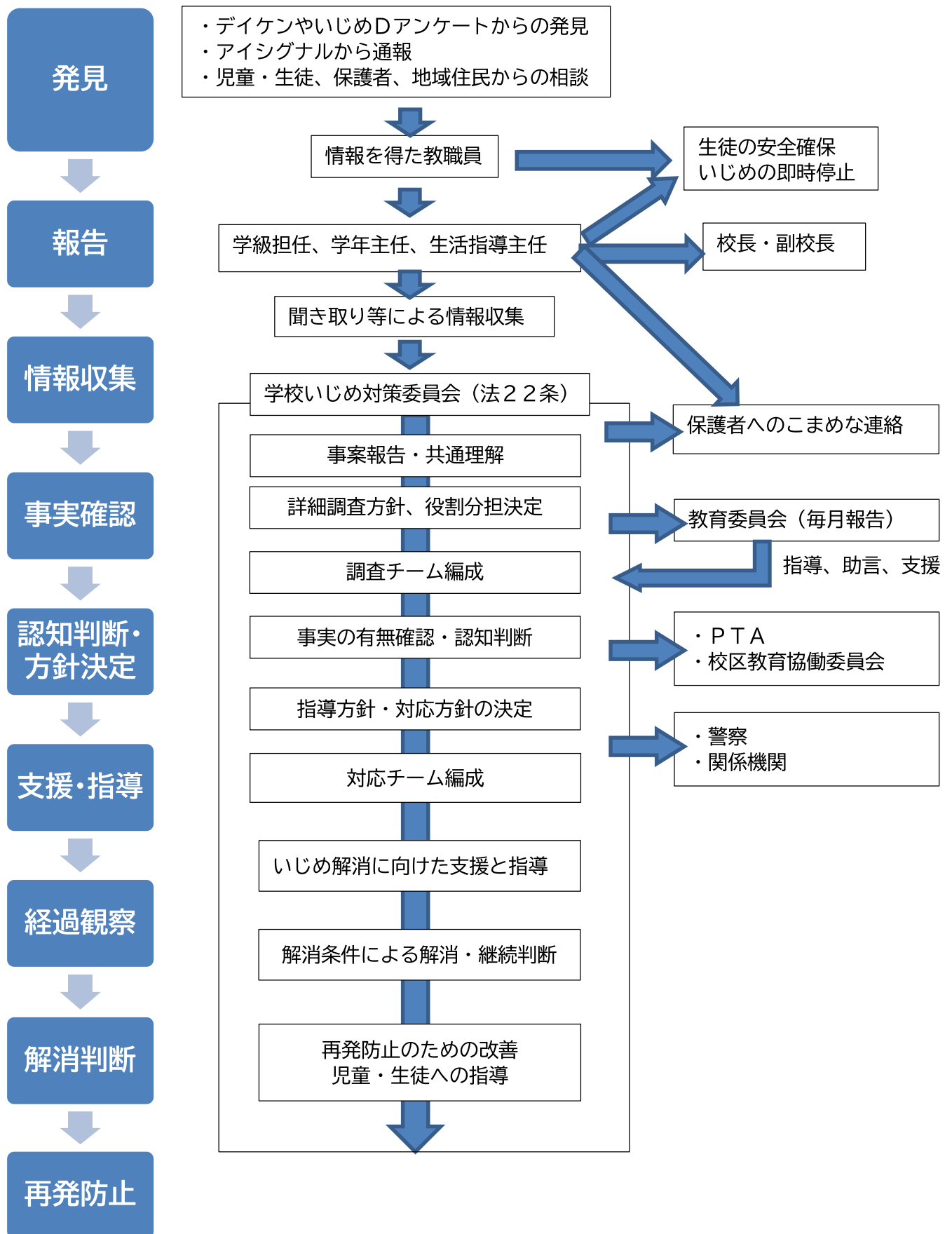
- (5) 学校のいじめ防止基本方針の周知、本校の現状と課題、関係機関、地域からの情報提供などを通して連携を強める。(年3回実施)
- (6) 中学校区いじめ根絶協議会(地域健全育成運営協議会)を活用し、保護者、地域住民、地域関係機関に、家庭での会話や地域活動の中で、人間関係等で気になる場面を見かけたら情報提供を依頼する。
- (7) 地域の教育力を活用し、弁護士等を活用した法教育を実施する。

## 9 学校評価および基本方針改善のための計画

- (1) 年度末に校区教育協働委員会、生徒、保護者、教員による学校評価で、いじめ防止に関する学校の取組や生徒のいじめ防止に対する意識について評価する。
- (2) 上記評価を踏まえ、基本方針の改訂を行う。

10 その他

(1) いじめ発見から対応までの流れ



(2) いじめの未然防止および早期発見のための年間計画

月	研修・会議内容	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会</li> <li>校内研修(学校いじめ防止基本方針)</li> <li>配慮を必要とする生徒の情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所在確認(6・7日)</li> <li>いじめ防止推進デー(18日)</li> <li>長期休業明けの心のケア</li> <li>学級開き(居場所・絆づくり)</li> <li>いじめ予防授業の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施</li> <li>調査ツールの確認、引継ぎ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者会(学校いじめ防止基本方針の説明)</li> <li>セーフティ教室(情報モラル)</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ予防授業①</li> <li>SOSの出し方</li> <li>移動教室(7年)(絆づくり)</li> <li>修学旅行(9年)(絆づくり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施</li> <li>いじめDアンケートの実施</li> <li>スクールカウンセラーによる全員面談(7年)</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会</li> <li>ふれあい月間①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒総会、学級目標宣言(絆づくり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施</li> <li>いじめDアンケートの実施</li> <li>N i C o L Iの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域健全育成運営協議会</li> <li>ライフスキル講座(自他の尊重)</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会</li> <li>校内研修(いじめ予防授業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権標語の取組み</li> <li>人権作文の取組み(7年)</li> <li>長期休業前の指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施</li> <li>学校風土D調査の実施</li> <li>三者面談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者会</li> </ul>
8月				
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所在確認(1日)</li> <li>長期休業明けの心のケア</li> <li>いじめ防止推進デー(12日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施</li> <li>いじめDアンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浜川まつり(絆づくり)</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会</li> <li>校内研修(絆づくり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ予防授業②</li> <li>運動会(絆づくり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施</li> <li>いじめDアンケートの実施</li> <li>N i C o L Iの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域健全育成運営協議会</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会</li> <li>ふれあい月間②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民科地区公開講座(多様性の理解)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施</li> <li>いじめDアンケートの実施</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会</li> <li>学校評価アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期休業前の指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施</li> <li>学校風土D調査の実施</li> <li>三者面談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価アンケート</li> <li>「お肉の情報館」を活用した人権学習(7年)</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会</li> <li>学校評価を受けた次年度方針等の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所在確認(8日)</li> <li>長期休業明けの心のケア</li> <li>校外学習(8年)(絆づくり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施</li> <li>いじめDアンケートの実施</li> <li>N i C o L Iの実施</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会</li> <li>品川教育の日(新入生の情報引継ぎ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ予防授業③</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施</li> <li>いじめDアンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域健全育成運営協議会</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ対策委員会</li> <li>学校いじめ防止基本方針の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合唱コンクール(絆づくり)</li> <li>長期休業前の指導</li> <li>学級編成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイケンの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者会</li> </ul>